

あま市道路掘削復旧要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路占用許可等により地下埋設の施設を新設、修繕又は廃止することに伴う道路掘削工事及び路面復旧工事の施工にあたり、遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路占用許可等 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第22条の規定による命令、法第24条の規定による承認、法第32条の規定による許可、法第35条の規定による協議に対する回答、法第40条の規定による指示及び法第71条の規定による命令並びに法第91条第1項の許可及び同条第2項の規定により準用される許可をいう。
- (2) 許可条件等 道路占用許可等の条件、指示及び命令内容をいう。
- (3) 掘削工事 前号の道路占用許可等による道路の掘削工事をいう。
- (4) 路面復旧工事 前号の掘削工事により掘削跡を復旧する工事をいう。
- (5) 占用者等 道路管理者の道路占用許可等を受けた者をいう。

(道路復旧の原則)

第3条 掘削工事の路面復旧工事は、道路機能を掘削前と同等以上にすることを原則とする。ただし、掘削前の舗装の厚みが市道占用工事アスファルト舗装復旧標準図（以下「標準図」という。）に記載されている厚みを超える場合はこの限りではない。

(掘削の制限)

第4条 新設又は改修を行った舗装道路については、当該舗装工事終了後、次年度から2か年度が経過するまでの間は、道路の掘削工事を許可しないものとする。

(掘削制限の適用)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は掘削工事を許可することができることとする。

- (1) 災害予防又は事故復旧工事等、危険防止のためのもの。
- (2) ガス又は上下水道の各戸給排水管引込工事及び電力供給工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められるもの。
- (3) その他、市長が必要と認めたもの。

(掘削及び埋戻し)

第6条 掘削工事の掘削及び埋戻しの作業を実施にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 舗装面の掘削に当たっては、事前に舗装カッター等を用いて粗雑にならないように舗装を切断しなければならない。
- (2) 掘削する長さは、当日中に埋戻しできる程度とし、最小限に止めること。

- (3) 掘削後の埋戻しは、標準図により、当日中に完了しなければならない。
ただし、やむを得ない場合で、掘削箇所の安全措置が十分に講じられ、道路管理者が認める場合はこの限りでない。
- (4) 埋戻し材料の締固めについては、次の方法によらなければならない。
- ア 埋戻し工事は、原則として埋戻しの厚さ20センチメートルを超えない層ごとに十分締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように施工すること。
 - イ 山留工を施工した場合は、埋戻しに伴い地盤に緩みが生じないように下部を埋戻し、徐々に撤去すること。
 - ウ 掘削箇所が暗渠、橋台、側壁等の道路構造物の下、及び石垣の裏側等にある場合には当該箇所に砂やコンクリート等を十分に充填した後に埋戻しを行うこと。
- (5) 埋戻し完了後、残材料等があるときはこれを道路外に搬出し、路面清掃をおこなうこと。

(仮復旧)

第7条 埋戻し工事が完了したときは、標準図に基づく舗装種別で必要な部分の仮復旧工事を速やかに施工しなければならない。ただし、歩道部や幅員が狭く交通量が少ない場合などは省略することができる。なお、仮復旧工事の完了後から本復旧工事の完了までの期間において、掘削工事を行うものは定期的に現場を巡回し、路面の沈下その他不良個所が生じた場合は、ただちに材料補充等適切な措置を施し、通過交通に支障をきたさないようにすること。

(路面復旧)

第8条 復旧工事の舗装構成について、標準図に基づく構成を参照し、掘削前の路面の強度を劣らない構成で施工すること。また、復旧幅についても標準図に基づき施工するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は標準図の範囲外においても復旧することとする。

(1) 幹線道路及び掘削規制道路

縦断方向に最小5m、横断方向は影響幅を確保した上で切断面が路側帯内に収まる場合は路側帯全幅、車線の1/2に収まる場合は車線半幅、車線の1/2を超える場合は車線全幅まで復旧すること。

(2) 一般市道

ア 影響幅から絶縁線（側溝，車道中央線，車両境界線等をいう）までの距離が1.2メートル未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。

イ 道路を斜めに掘削した場合には、道路に垂直に復旧すること。

(3) 歩道

影響幅のみの復旧とするが、乗入部についてはこの限りではない。

(4) 交差点内

全面復旧とする。

2 カラー舗装、平板ブロック等が設置されている場合の復旧方法は、道路管

理者と事前に協議すること。

- 3 本復旧の時期は仮復旧が完了し、一般交通に解放した後、路面の沈下その他不良箇所が生じていないことを確認したうえで、速やかに行うこと。

(掘削工事終了後の手続)

第9条 掘削工事を行うもの(以下「道路掘削者」という)は、掘削工事が完了したときは、道路管理者に工事完了届と写真(施工前,土被り,保護砂完了,各層ごと埋戻し完了,路盤完了,舗装施工前,舗装厚,舗装完了)を遅滞なく市長に届け出て、市職員の確認を受けなければならない。確認後、復旧状態が良好でないと認めた場合は、道路管理者の指示に従い道路掘削者の負担において直ちに補修しなければならない。

(掘削工事完了後の措置)

第10条 掘削工事終了確認後、車道部及び乗入部は2年、歩道部は1年以内に掘削工事に起因して施設補修を要する状態になった場合は、道路掘削者の負担において補修すること。また、この期間経過後であっても明らかに施工の瑕疵があった場合は、道路掘削者の負担において補修しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第11条 占用工事の瑕疵により生じた事故又は紛争については、道路掘削者が処理するものとし、第三者に損害を与えたときは、道路掘削者の負担において賠償しなければならない。

(疑義)

第12条 この要領に掲げた以外の事項については、その都度道路管理者が定める。

附 則

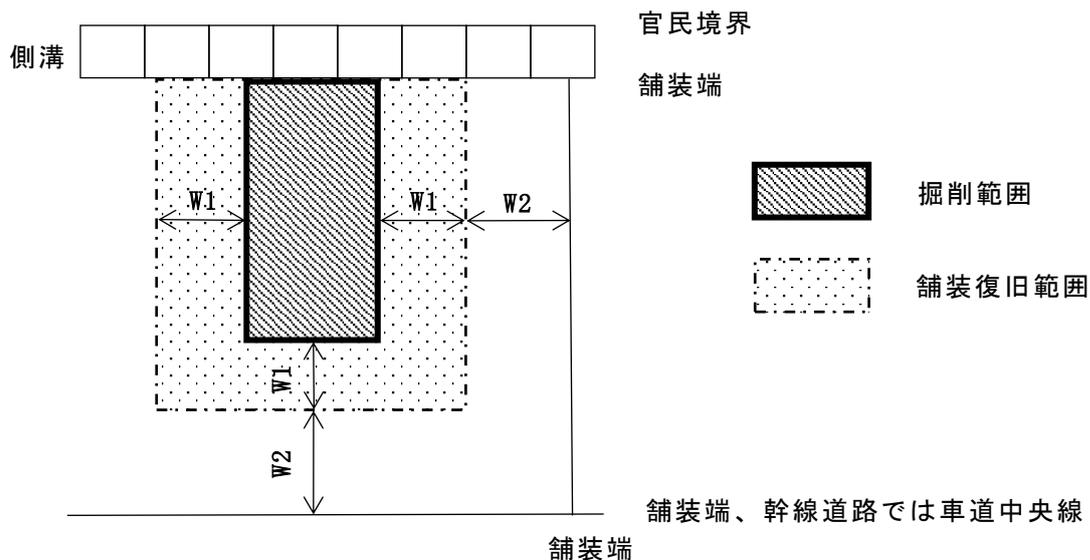
この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

市道占用工事アスファルト舗装復旧標準図

舗装構成

路線種別	舗装構成			仮復旧
	層名	厚み(mm)	材料	
幹線道路	表層	50	密粒度アスコン(20)	表層 厚50mm 密粒AS又は常温 合材 路盤 厚350mm クラッシャーラン (RC-40、C-40)
	基層	50	粗粒度アスコン(20)	
	上層路盤	150	粒調碎石(M-40)	
	下層路盤	150	クラッシャーラン (RC-40、C-40)	
	路床	—	埋戻材、砂又は碎石	
一般市道	表層	50	密粒度アスコン(13)	表層 厚30mm 密粒AS又は常温 合材 路盤 厚220mm クラッシャーラン (RC-40、C-40)
	下層路盤	200	クラッシャーラン (RC-40、C-40)	
	路床	—	埋戻材、砂又は碎石	
歩道 乗入部は「愛知県道路構造の手引き」第4.7.2を参照	表層	30	密粒度アスコン(13)	なし
	下層路盤	100	クラッシャーラン (RC-40、C-40)	
	路床	—	埋戻材、砂又は碎石	

舗装復旧幅基準図



- ・掘削影響幅 $W1 = 300 \text{ mm}$
- ・舗装端部 $W2$ が 1.2m未満の場合、全幅員を舗装復旧すること。